

京都市告示第 45 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成27年4月1日から平成28年3月31日まで、公益財団法人京都市都市緑化協会を京都市公金収納受託者とし、京都市梅小路公園内のチンチン電車の使用料の徴収及び収納業務を委託します。

平成27年4月1日

京都市長 門川 大作
(南部みどり管理事務所)